

広報 おぐるま

発行
まちづくり協議会
事務局

まちづくり協議会が「まちセン」を管理運営 (指定管理者制度)

松野地区まちづくり協議会
は、まちづくりセンターの
指定管理者制度導入を検討

富士市が目指すまちづくりセンターの指定管理者制度は、従来の民間委託の指定管理とは異にし、各地区のまちづくり協議会のみを指定管理者として管理・運営を任せる制度です。モデル地区として実施していた、令和四年四月からスタートする。松野地区まちづくり協議会は、本年七月二十日同制度を検討すべく協議会内に、協議会役員、現・元区長会長等十名による指定管理者導入検討委員会(委員長小澤義正)を発足させ議論を重ねて来ましたが、

* 指定管理料として人件費・光熱水費・修繕等が確保されることか
検討結果は



松野まちづくりセンター

ら協議会が人的・財政的負担を負うことは全くない。
* 協議会が自ら定めたルールで管理することが出来るから使い勝手の良い活動拠点を確保できる。
* 指定管理者制度導入に伴う収入及びこれを原資とするコミュニティビジネスの収入を活用して、地域問題解決のための事業に取り込むことができる。
等の点から総合的に判断し、全会一致で理事会に導入すべきと諮問することを決定した。検討委員会からの諮問を受け十月一日理事会を開催し、小澤委員長から検討委員会における検討結果を理事に説明の上、導入の可否について採決した結果、全会一致で導入を承認された。協議会には、理事会の承認を得て、十月十三日(火)には区長会及び区長連絡会において市担当者による説明会を開催しております。今後は、臨時総会の開催や地区説明会(町内会単位)を開催予定ですが、同制度の運用開始には、今後開催される市議会で条例改正案等の承認が必要となります。